

大和市規則第 17 号

大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例（平成 24 年大和市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(質問事項)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の規定による質問は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 違反行為をした者の氏名、住所、年齢、職業、連絡先電話番号、違反行為の手段及び違反行為の委任又は命令の有無
- (2) 違反行為を委任し、又は命令した者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）、住所（法人にあつては所在地）、年齢、職業及び連絡先電話番号並びに委任し、又は命令した違反行為の内容
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項
(重点地区の指定等に係る告示)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した重点地区の名称及び区域
- (2) 指定の効力が生ずる日

2 条例第 7 条第 5 項において準用する条例第 7 条第 3 項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除した重点地区の名称及び区域
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生ずる日
(看板等の設置)

第 4 条 市長は、条例第 7 条第 3 項の規定により重点地区指定について広く周知を図るときは、当該重点地区内に看板又は標識を設置するほか、必要な措置を講じるものとする。

(警告書及び勧告書の交付)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による警告は、警告書（第 1 号様式）により、同条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（第 2 号様式）により行うものとする。

(公表事項等)

第 6 条 条例第 9 条の規定による公表は、次に掲げる事項について、大和市公告式条例（昭和 31 年大和町条例第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認め

る方法により行うものとする。

- (1) 警告を受けた者又はその者に違反行為を委任し、若しくは命令した者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者氏名及び所在地)
- (2) 違反行為の内容及び警告に従わない旨
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 市長は、条例第9条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該意見を述べる機会を与える者に対し、その期日までに相当の期間において、次に掲げる事項について公表通知書（第3号様式）により通知する。

- (1) 公表する事項並びにその根拠となる条例及び本規則の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見を述べる書面の提出先及び提出期限

3 前項の規定により通知を受けた者は、書面により意見を述べるができるものとする。
(店舗等場所提供者への通知)

第7条 条例第10条の規定による店舗等場所提供者への通知を行うときは、店舗等場所提供者への通知書（第4号様式）により行うものとする。

(過料処分等)

第8条 市長は、条例第12条又は第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、その相手に対し、告知書・弁明書（第5号様式）によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 市長は、条例第12条又は第13条の規定により過料の処分をしようとするときは、その相手に対し、過料決定書（第6号様式）及び納入通知書を交付して通知する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年6月1日から、第5条から第8条までの規定は同年10月1日から施行する。

警 告 書

住所
氏名 様

日時
場所

あなたは、大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反したため、同条例第6条の規定に基づき指導を行いました。依然として改善されることなく上記日時、場所において当該違反行為を行っているの
で、直ちに当該違反行為を中止するよう同条例第8条第1項の規定に基づき警告
します。

今後、あなたが、この警告を受けた後、更に当該違反行為を行った場合は、同
条例第9条の規定に基づきあなたの氏名等を公表します。なお、当該違反行為を
あなたに委任し、又は命令した者についても、その氏名等を公表します。

また、あなたが、この警告を受けた後、更に当該違反行為を行った場合は、同
条例第12条の規定に基づき過料（5万円）に処します。また、当該違反行為を
あなたに委任し、又は命令した者についても、同条例第13条の規定に基づき過
料（5万円）を科します。

大和市長

印

第 号
年 月 日

勸告書

住所（所在地）

氏名（名称） 様

日時

場所

あなたは、大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例第5条の規定に違反したため、同条例第6条の規定に基づき指導を行いました。依然として改善されることなく上記日時、場所において当該違反行為を行っているの
で、直ちに当該違反行為を中止するよう同条例第8条第2項の規定に基づき勸告
します。

大和市長

印

第 号
年 月 日

公表通知書

住所（所在地）

氏名（名称）

様

大和市長

印

大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例第9条の規定により、次のとおり公表を行います。

これについて意見を述べる機会を与えますので、書面（任意様式）により意見を提出してください。

公表する事項	
公表の根拠となる条例、本規則の条項	
書面の提出先	
書面の提出期限	

（表）

年 月 日

店舗等場所提供者への通知書

住所（所在地）

氏名（名称）

様

大和市長

印

あなたが（ 所有 管理 ）している

土地 所在：大和市

建物 所在：大和市

建物名：

を店舗等の場所として使用している次の者が、大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反したため、当該違反行為を中止するよう同条例第8条に基づき警告を行いました。更に当該違反行為をしたため、同条例第9条の規定に基づきその氏名等を公表しました。

つきましては、同条例第10条の規定に基づき店舗等場所提供者に対し当該公表された違反行為に係る事実を通知します。

公表された事項

問い合わせ先

(裏)

大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例(抜粋)

(客引き行為、スカウト行為及びつきまとい行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、客引き行為、スカウト行為及びつきまとい行為をしてはならない。

(うろつき・とどまり行為及び占拠行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、うろつき・とどまり行為及び占拠行為をしてはならない。

(指導)

第6条 市長は、前2条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう口頭で指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に際して必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該違反行為を委任し、又は命令した法人の代表者又は人に対して、当該違反行為に関して質問することができる。

(重点地区の指定等)

第7条 市長は、客引き行為等を防止するために特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする区域及びその周辺において居住し、又は営業する市民の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、広く周知を図るものとする。

4 市長は、重点地区又はその周辺の区域における生活環境の変化等必要があると認めるときは、当該重点地区の指定を変更し、又は解除することができる。

5 前項の規定により重点地区の指定を変更し、又は解除する場合については、第2項及び第3項の規定を準用する。

(警告及び勧告)

第8条 市長は、重点地区において、第6条第1項の規定による指導を受けたにもかかわらず反復して第4条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう書面により警告することができる。

2 市長は、重点地区において、第6条第1項の規定による指導を受けたにもかかわらず反復して第5条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう書面により勧告することができる。

(公表)

第9条 市長は、第4条の規定に違反した者が前条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第4条の規定に違反し、前条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該違反行為をした者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(店舗等場所提供者への通知)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

第 号
年 月 日

告知書・弁明書

住所（所在地）

氏名（名称）

様

大和市長

印

あなたが（ 行った 委任し、又は命令した ）次の行為は、大和
市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例（ 第12条
第13条 ）の規定により過料処分の対象となります。

また、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

日 時	
場 所	
内 容	
弁明の機会の付与 の方式	弁明書の提出
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

年 月 日

（あて先）大和市長

以下のとおり、弁明書を提出します。

住 所（所在地）

氏 名（名称）

弁明の内容

告知のとおり認め、弁明することはありません。

次のとおり弁明します。

弁明書の提出期限までに、別の形式により弁明書を提出します。

備考

- 1 この弁明書以外の形式で弁明書を提出する場合は、次の事項を記載した書面により提出してください。
 - (1) 提出する方の氏名（名称）及び住所（所在地）
 - (2) 弁明に係る件名（不利益処分の内容など）
 - (3) 当該弁明に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見
- 2 弁明書を提出するときは、証拠書類等を添付することができます。
- 3 期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

第 号 年 月 日	
過料決定書	
住所（所在地） 氏名（名称） 様	
過 料	円
適用条項	大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例第 条
処分事由	客引き行為等防止重点地区における 行為を <input type="checkbox"/> 行ったため <input type="checkbox"/> 委任し、又は命令したため （大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例第 条違反）
日 時	
場 所	
上記のとおり、過料に処します。 よって別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。 <div style="text-align: right;">大和市長 印</div>	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記1の異議申立てをしない場合でも、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。